運行管理者試験（貨物）
合格必勝テキスト

改訂第９版

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

行政書士
運行管理者有資格者　高橋 幸也 ［編著］

≪目次≫

第１章　貨物自動車運送事業法 5

[1-1]法の目的、用語の定義、運送事業の許可 6
[1-2]事業計画 8
[1-3]行政処分 10
[1-4]輸送の安全 12
[1-5]過労運転の防止 14
[1-6]点呼 16
[1-7]各種記録、運行指示書、運転者台帳 18
[1-8]従業員に対する指導・監督 21
[1-9]乗務員・運転者の遵守事項 24
[1-10]運行管理者等の選任 25
[1-11]運行管理者の業務等 28
[1-12]事故報告 33
【参考資料】運行記録計の設置対象自動車について 36

第２章　道路運送車両法 37

[2-1]法の目的、用語の定義、自動車の種類・新規登録 38
[2-2]自動車登録番号標、変更登録と移転登録 40
[2-3]抹消登録、自動車の検査 42
[2-4]自動車検査証（車検証） 44
[2-5]臨時運行許可、保安基準適合証 46
[2-6]自動車の点検（日常点検・定期点検） 48
[2-7]自動車の整備（整備管理者・整備命令） 50
[2-8]自動車の保安基準①（原則） 52
[2-9]自動車の保安基準②（詳細） 53
Coffee Break<1> 運行管理者試験の概要Ⅰ 60

第３章　道路交通法 61

[3-1]法の目的、用語の定義 62
[3-2]自動車の種類・速度 64
[3-3]追越し等 66
[3-4]通行区分、通行方法 68
[3-5]徐行、一時停止、駐停車 72
[3-6]環状交差点（ラウンドアバウト） 75
[3-7]灯火、合図 76

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

[3-8]乗車、積載 78
[3-9]運転者の義務 81
[3-10]使用者の義務 84
[3-11]運転免許 87
[3-12]信号、道路標識 89
Coffee Break<2> 運行管理者試験の概要Ⅱ 92

第４章　労働基準法 93

[4-1]労働条件の原則 94
[4-2]労働契約 96
[4-3]労働時間、賃金 98
[4-4]災害補償 101
[4-5]解雇制限、退職 102
[4-6]年少者、妊産婦 104
[4-7]就業規則、労働者名簿、賃金台帳 106
[4-8]労働時間等の改善基準①（拘束時間） 108
[4-9]労働時間等の改善基準②（運転時間） 114
[4-10]労働時間等の改善基準③（その他） 120
Coffee Break<3> 運行管理者試験の概要Ⅲ 122

第５章　実務上の知識および能力 123

[5-1]運転者の感覚・能力 124
[5-2]自動車に働く自然力等 127
[5-3]状況に応じた運転、走行時に生じる諸現象 130
[5-4]緊急時の措置 132
[5-5]交通公害等 133
[5-6]交通事故の防止対策 134
[5-7]運転者の健康管理等 136
[5-8]点呼の実施 138
[5-9]運行管理者の業務上の措置等 143
[5-10]特殊な点呼（ＩＴ点呼、他営業所点呼） 144
[5-11]受委託点呼（共同点呼） 147
[5-12]計算問題のポイント 150
[5-13]運行記録計の読み取り 154

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

≪テキストの使用方法≫

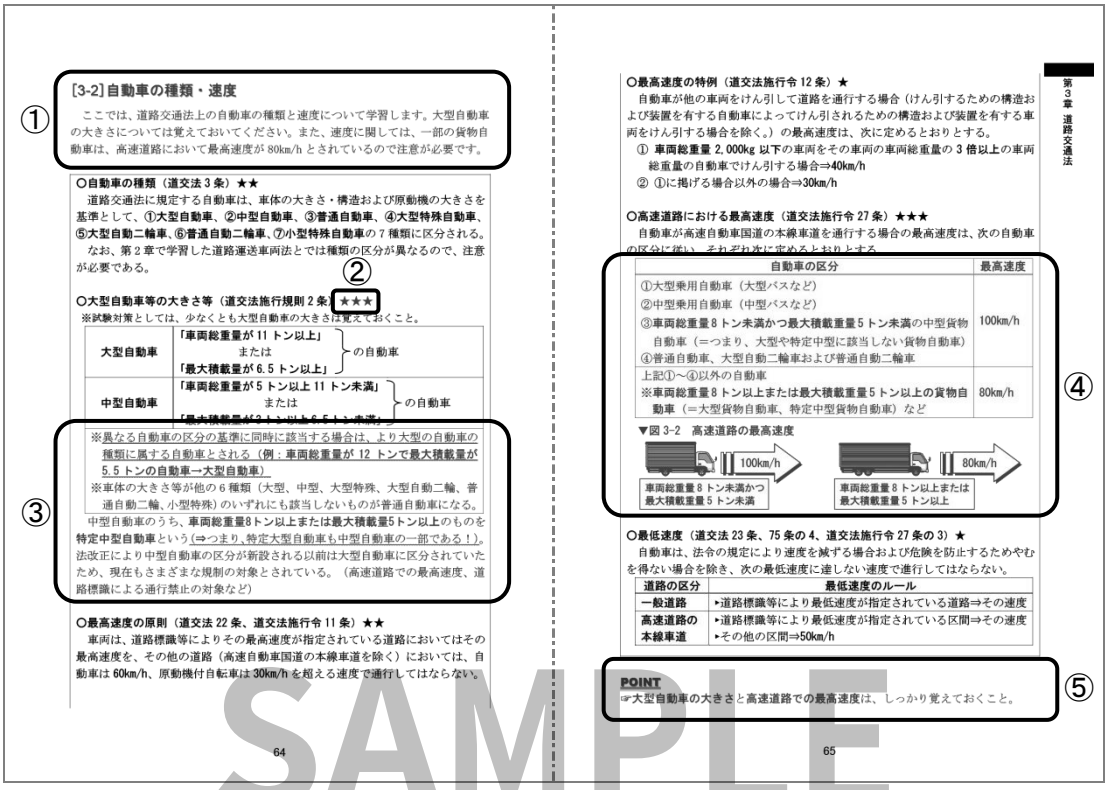

①

[3-2]自動車の種類・速度

ここでは、道路交通法上の自動車の種類と速度について学習します。大型自動車の大きさについては覚えておいてください。また、速度に関しては、一部の貨物自動車は、高速道路において最高速度が 80km/h とされているので注意が必要です。

○自動車の種類（道交法 3 条）★★

道路交通法に規定する自動車は、車体の大きさ・構造および原動機の大きさを基準として、**①大型自動車、②中型自動車、③普通自動車、④大型特殊自動車、⑤大型自動二輪車、⑥普通自動二輪車、⑦小型特殊自動車の 7 種類**に区分される。

なお、第 2 章で学習した道路運送車両法とでは種類の区分が異なるので、注意が必要である。

②

○大型自動車等の大きさ等（道交法施行規則 2 条）★★★

※試験対策としては、少なくとも大型自動車の大きさは覚えておくこと。

大型自動車	「車両総重量が 11 トン以上」または「最大積載量が 6.5 トン以上」	の自動車
中型自動車	「車両総重量が 5 トン以上 11 トン未満」または「最大積載量が 3 トン以上 6.5 トン未満」	の自動車

③

※異なる自動車の区分の基準に同時に該当する場合は、より大型の自動車の種類に属する自動車とされる（例：車両総重量が 12 トンで最大積載量が 5.5 トンの自動車→大型自動車）

※車体の大きさ等が他の 6 種類（大型、中型、大型特殊、大型自動二輪、普通自動二輪、小型特殊）のいずれにも該当しないものが普通自動車になる。

中型自動車のうち、**車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上**のものを**特定中型自動車**という（⇒つまり、特定大型自動車も中型自動車の一部である！）。法改正により中型自動車の区分が新設される以前は大型自動車に区分されていたため、現在もさまざまな規制の対象とされている。（高速道路での最高速度、道路標識による通行禁止の対象など）

○最高速度の原則（道交法 22 条、道交法施行令 11 条）★★

車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路（高速自動車国道の本線車道を除く）においては、自動車は **60km/h**、原動機付自転車は **30km/h** を超える速度で通行してはならない。

64

第3章 道路交通法

○最高速度の特例（道交法施行令 12 条）★

自動車が他の車両をけん引して道路を通行する場合（けん引するための構造および装置を有する自動車によってけん引されるための構造および装置を有する車両をけん引する場合を除く。）の最高速度は、次に定めるとおりとする。

① **車両総重量 2,000kg 以下**の車両をその車両の車両総重量の **3 倍以上**の車両総重量の自動車でけん引する場合⇒**40km/h**

② ①に掲げる場合以外の場合⇒**30km/h**

○高速道路における最高速度（道交法施行令 27 条）★★★

自動車が高速自動車国道の本線車道を通行する場合の最高速度は、次の自動車の区分に従い、それぞれ次に定めるとおりとする。

自動車の区分	最高速度
①大型乗用自動車（大型バスなど） ②中型乗用自動車（中型バスなど） ③車両総重量 8 トン未満かつ最大積載重量 5 トン未満の中型貨物自動車（＝つまり、大型や特定中型に該当しない貨物自動車） ④普通自動車、大型自動二輪車および普通自動二輪車	100km/h
上記①～④以外の自動車 ※車両総重量 8 トン以上または最大積載重量 5 トン以上の貨物自動車（＝大型貨物自動車、特定中型貨物自動車）など	80km/h

④

▼図 3-2 高速道路の最高速度

○最低速度（道交法 23 条、75 条の 4、道交法施行令 27 条の 3）★

自動車は、法令の規定により速度を減ずる場合および危険を防止するためやむを得ない場合を除き、次の最低速度に達しない速度で進行してはならない。

道路の区分	最低速度のルール
一般道路	▸道路標識等により最低速度が指定されている道路⇒その速度
高速道路の本線車道	▸道路標識等により最低速度が指定されている区間⇒その速度 ▸その他の区間⇒50km/h

POINT

☞大型自動車の大きさと高速道路での最高速度は、しっかり覚えておくこと。

⑤

65

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

①節のテーマ

節のテーマとこの節で学習する内容について示しています。

②重要度

各項の重要度を★の数で表しています。3 つ星（★★★）の項目は重要度が高いので、しっかり読んで必ず覚えましょう。

③重要キーワード

暗記すべきキーワードや試験問題を解く際に正誤判断のポイントとなるキーワードについては、**太字**や下線で表しています。

④図表

重要ポイントや理解しづらいテーマについて、表やイラストを活用することでスッと頭に入っていくような仕様になっています。

⑤ポイント

各節の学習ポイントについてまとめています。

[5-8]点呼の実施

近年の試験では、この分野からの出題が非常に増えており、ほぼ間違いなく出題されると思ってください。より実務に直結した内容の点呼の実施方法やアルコール検知器の活用について、しっかりと学習してください。

○「運行上やむを得ない場合」の点呼（安全規則解釈運用 7 条 1.(1)(2)）★★★

1. 乗務前点呼・乗務後点呼は対面で行うのが原則だが、**運行上やむを得ない場合**は電話その他の方法にて行うことができる。

　この**「運行上やむを得ない場合」**とは、**遠隔地で乗務が開始または終了するため、乗務前点呼または乗務後点呼を当該運転者が所属する営業所において対面で実施できない場合（例：複数日にわたる乗務）等**をいい、車庫と営業所が離れている場合や早朝または深夜等において点呼執行者が営業所に出勤していない場合等は運行上やむを得ない場合には該当しない。

▼図 5-10 「運行上やむを得ない場合」に該当しない例（電話点呼ＮＧ！）

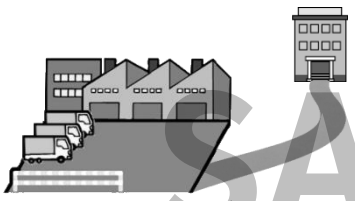

※営業所と車庫が離れている

※早朝・深夜等で点呼執行者が不在

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

●対面で行うことができない場合の点呼の実施方法

携帯電話、業務無線等により運転者と直接対話できるものでなければならず、電子メール、ＦＡＸ等一方的な連絡方法は該当しない。

また、電話その他の方法による点呼を運転中に行ってはならない。

なお、運転者の所属営業所以外の当該事業者の営業所で乗務を開始または終了する場合、例えば、A営業所に所属する運転者が同じ事業者の別の営業所であるＢ営業所で乗務を開始または終了するような場合には、より一層の安全を確保する観点から、**Ａ営業所の運行管理者等との電話点呼の他、Ｂ営業所において運転者の酒気帯びの有無、疾病、疲労等の状況を可能な限り対面で確認する**こととされている。

2. 点呼は営業所において行うことが原則であるが、**営業所と車庫が離れている場合には、必要に応じて運行管理者等（運行管理者または補助者）を車庫へ派遣して点呼を行う**こととされている。これは対面点呼を確実に実施するためである。

　なお、前述したように、営業所と車庫が離れている場合というのは「運行上やむを得ない場合」には該当しないので、電話点呼は認められていない。

▼図 5-11　営業所と車庫が離れている場合の点呼

※電話点呼は認められないが、運行管理者等が車庫まで出向いて対面点呼をすることはＯＫ！

○点呼におけるその他確認事項等　★★

点呼の際には、法令で定める確認事項等（「1-6 点呼」参照）についてはもちろんのこと、法令には直接明記されていない以下のような事項についても確認を行うことが望ましい。その場合には、点呼時における確認または実施事項の一つとして自社の運行管理規程に明記しておくべきである。

●点呼におけるその他確認事項等

Ａ.乗務前の点呼

(1)休憩場所・時間、荷物に関する注意事項、重点目標等についての指示
(2)服装や携行品（運転免許証、非常信号用具、必要な帳票類等）の確認
(3)運転行動に現れやすいクセ等に対する注意

Ｂ.乗務後の点呼

(1)携行品等の回収
(2)積荷の状況確認
(3)苦情、違反、遺失物の有無の確認
(4)翌日の勤務の確認

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

○交替運転者への点呼　★★

事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対しては、運行上やむを得ない場合を除き、対面により点呼を行わなければならないので、長距離運行等のため交替運転者を同乗させるような場合、出庫時から運転をする運転者はもちろんのこと、**同乗する交替運転者に対しても対面で点呼を実施する必要がある。**

その上で、より一層の安全を確保する観点から、運転を交替する地点においても、交替運転者に対し、電話等による点呼を行うことが望ましいといえる。

▼図5-12　交替運転者への点呼

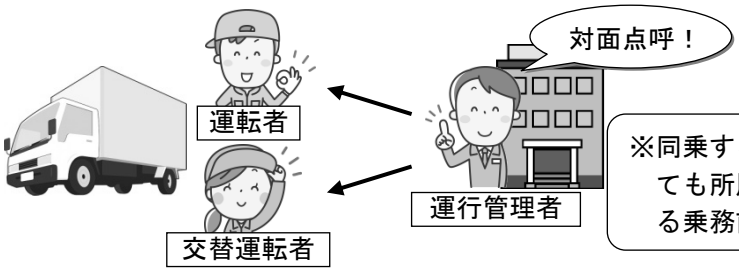

※同乗する交替運転者に対しても所属営業所で対面による乗務前の点呼を行う！

〇点呼を行う場所　★★

点呼を行う場所については、決まった定義はないが、点呼は、運行管理者等が運転者に対して運行の安全確保にかかわる事項について報告を求め、必要な指示をするものであることから、報告や指示が正確に行われるよう騒音等に配慮するなど、良好な環境づくりが必要である。したがって、騒々しい所で実施するのは好ましくないので、運転者の点呼がスムーズにいくような独立した所で行うのが理想である。

〇補助者が行う点呼（安全規則解釈運用7条1.(9)）★★★

補助者は、運行管理者の履行補助を行う者であって、代理業務を行える者ではないが、点呼については、その**一部**を補助者に行わせることができる。

ただし、補助者に点呼の一部を行わせる場合でも、当該営業所の運行管理者が行う点呼は、点呼を行うべき総回数の少なくとも**3分の1以上**でなければならない。（⇒つまり、すべての点呼を補助者に行わせることは認められない！）

▼図 5-13　補助者が行う点呼

※すべての点呼を補助者が行うことはできないが、「総回数の 3 分の 2」までは補助者が行うことができる！

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

●補助者には適切な指示を！（安全規則解釈運用 18 条 4.5.）

運行管理者の不在時に補助者が行った点呼において、運転者の健康状態に問題があり、乗務させてよいかどうかの判断が困難な場合、補助者は、直ちに運行管理者に報告を行い、**運行の可否の決定等について指示を仰ぐ**必要がある。

この際、運行管理者は、運行の可否等について判断し、適切な指示を行う必要があり、「直接運転者を見ていないから責任を負えない」として、運行の可否の判断を補助者に任せることは、指示として適切ではない。

〇アルコール検知器の使用　★★★

乗務前点呼、乗務後点呼、中間点呼のいずれの場合においても、**酒気帯びの有無については、必ずアルコール検知器を使用して確認する**必要がある。

●不適切な実施例

(1)乗務前の点呼において、アルコール検知器が故障により作動しなかったことから、当該運転者からの前日の飲酒の有無についての報告と、当該運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等による確認から酒気を帯びていないと判断できたので、当該運転者を乗務させた。

(2)乗務前の点呼における運転者の酒気帯びの有無について、アルコール検知器により確認しているので、当該運転者の乗務後の点呼においては、当該運転者からの報告と目視等による確認で酒気を帯びていないと判断できる場合は、アルコール検知器を用いての確認はしていない。

○アルコール検知器の活用等（安全規則解釈運用 7 条 1.(8)2.(3)～(7)）★★★

1. 点呼時に確認する**「酒気帯びの有無」**とは、**道路交通法で定める呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否か（＝道路交通法上の「酒気帯び運転」に該当するか否か）を問わない。**

つまり、アルコール検知器による酒気帯びの有無の判定は、呼気中のアルコール濃度1リットル当たり0.15ミリグラム以上であるか否かではなく、アルコールが検知されるか否かによって行う。

▼図5-14　アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認

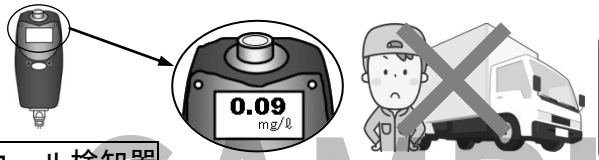

アルコール検知器　　0.15mg/ℓ未満でも乗務×

※わずかでもアルコールが検知された場合には乗務させない！

2. 事業者は、アルコール検知器を営業所ごとに備え、常時有効に保持しなければならないが、**「アルコール検知器を営業所ごとに備え」**とは、**①営業所もしくは営業所の車庫に設置され、②営業所に備え置き（携帯型アルコール検知器等）**または**③営業所に属する事業用自動車に設置**されているものをいう。

また、**「常時有効に保持」**とは、**正常に作動し、故障がない状態で保持しておくこと**をいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、および保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならない。

▼図 5-15　アルコール検知器の備付け

＜営業所に設置＞　or　＜車庫に設置＞　or　＜トラックに設置・携帯型＞

※条文上は「アルコール検知器を営業所ごとに備え」だが、文言通りの「営業所に設置されているもの」だけでなく上記のように「車庫やトラックに設置されているもの」や「携帯型」でも構わない！

SAMPLE
運行管理者試験研究会

●不適切な実施例

乗務前の点呼において運転者の酒気帯びの有無を確認しようとしたところ、営業所に備えられているアルコール検知器が故障により作動しなかったことから、運転者が個人的に保有しているアルコール検知器（故障したアルコール検知器と同等の性能のもの）を使用して酒気帯びの有無を確認した。

（⇒営業所に備えられたアルコール検知器が故障により作動しない場合には「アルコール検知器を常時有効に保持する義務」に違反している。また、酒気帯びの有無については「営業所に備えられたアルコール検知器」を使用して確認しなければならないので、故障したアルコール検知器と同等の性能を有するものであったとしても、運転者等が個人的に購入したアルコール検知器を使用して酒気帯びの有無を確認することは認められない）

3. 電話等の方法で点呼をする場合には、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させ、または自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、および当該アルコール検知器の測定結果を電話その他の方法（通信機能により電送させる方法を含む）で報告させることにより行う。

運行管理者等を車庫へ派遣して点呼を行う場合については、営業所の車庫に設置したアルコール検知器、運行管理者等が持参したアルコール検知器または自動車に設置されているアルコール検知器を使用する。

SAMPLE
運行管理者試験対策.net

▼図 5-16　電話点呼の場合における酒気帯びの有無の確認

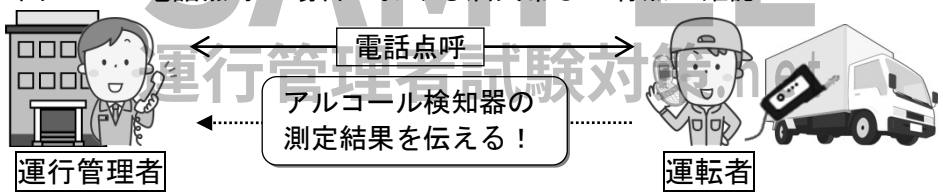

※電話点呼の場合でも「酒気帯び有無」については、必ずアルコール検知器を使用して確認しなければならない。したがって、電話点呼を行うこととなる乗務の場合、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるか、事業用自動車にアルコール検知器を設置しておく必要がある！

4. 対面でなく電話等の方法で点呼をする場合であって、同一事業者の他の営業所において乗務を開始または終了する場合、運転者に他の営業所に備えられたアルコール検知器を使用させ、および当該アルコール検知器の測定結果を電話等の方法により所属する営業所の運行管理者等に報告させたときは、「当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器」を用いたとみなされる。

POINT

☞この分野に関する問題は、**ほぼ毎回試験に出題されており、今後もその傾向は続いていく**と思われる。時間をかけてじっくり読み込むこと。